

「畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

○パブリックコメントにおける御意見等の概要及びそれに対する考え方は、以下のとおりです。

御意見等の概要	回答
・単純に 1 頭乳量換算対応であると、北海道の生乳抑制下にて増頭して生乳増産しても良いと解釈する可能性があると考える。 ・2 股以上の生乳取引をしている生産者においては、生乳流通事業者と自主流通の双方生乳出荷状況を把握できる資料等を共有し、契約内容に添った出荷状況を定期的に 3 者にて確認及び協議を実施する。また、特に季節変動期等の生乳最需要期と不需要期の契約内容に添った出荷割合確認を生乳流通事業者もしくは農協等が担う事とし、アローアンス 10%以上の増産への変動時では集荷を拒むことが出来る。	・出荷数量やその確認方法等については契約当事者間で合意するものであり、今回の省令改正により変わるものではありません。
・自主流通側が何らかの理由で生乳集荷対応出来ない時に、生乳流通事業者が集荷をしざる得ないが、現状では拒めない事が現状であるので、双方が生産者に対し公平感を持った対応として安定取引を確立する。	・集荷を拒むことができる主な理由として、この省令において、出荷数量が季節的な変動要因を超えて増減する場合を規定していましたが、その適用が難しく、実際に拒みづらいとの声があったため、今回の省令改正は、規定の明確化を図るために、季節的な変動を精緻に把握することとしております。加えて、生産者に事情の説明を求め、期中の出荷先の変更等についても契約違反を問えるように運用を明確化する解釈についても、加工原料乳生産者補給金制度に係る Q&A として、本改正の施行日に当省 HP で公表する予定です。
・二股出荷をしている場合にあつて、集乳に行ったときに生乳が無く（事前連絡があつたとしても）、抗生物質等を混入させてしまったから自主廃棄したなどと嘘をつかれ系統外に出荷していたという話を聞いたことがある。そのような場合の対応や確認はどう整理し、どう対処したらよいか考えておく必要があるのではないか？	

・ 施行規則の一部を改正する省令案（概要）には改正概要（規定の明確化等）の記載はあるが、改正案の具体的な内容（新旧対照表等）が記載されていない。具体的な改正案の内容を明示した上で国民に対して意見等を求めるべきではないか。形式的なパブリックコメントなど意味をなさない。やり直すべきだ。	・ 意見公募手続は、形式を問わないが、定めようとする事項の具体的かつ明確な内容を明示して行うこととされており、今回は、新旧対照表はお示ししていませんが、改正概要において、改正事項を具体的かつ明確にお示ししたところです。
---	---